

浜田・江津地区雇用推進協議会規約

第一章 総 則

第 1 条 本会は、浜田・江津地区雇用推進協議会と称する。

第 2 条 本会の事務局は会長の所在地におく。

第二章 目的および事業

第 3 条 本会は、浜田公共職業安定所と堅密な連携のもとに、雇用に関する諸対策の推進につとめるとともに、地域内労務対策の強化促進をはかることによって、地域内産業の興隆に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 職業安定施策の適正な運営に関する事項
- (2) 労務の確保対策ならびに職場適応対策に関する事項
- (3) 出稼労務対策ならびに遊休労務対策に関する事項
- (4) 地域企業の紹介ならびに宣伝に関する事項
- (5) 労務確保に必要な調査ならびに情報交換に関する事項
- (6) その他本会の目的達成のため必要な事項

第三章 構 成

第 5 条 本会は、浜田公共職業安定所管内の市町村ならびに、教育機関および産業経済団体、事業所等をもって構成する。

第 6 条 会員の加入又は脱会については役員会の承認を要する。

第四章 役員および幹事

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名 副会長 3 名
理 事 若干名 監 事 2 名

第 8 条 会長は本会を代表し、会務を統轄するとともに諸会議を統率する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

理事は本会目的達成のため、必要な事業を立案し、その推進にあたる。

監事は会計を監査する。

2 会長が当事者双方の代理人となる契約等については、副会長が会長の職務を代理する。

第 9 条 役員は総会において選出する。

第 10 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 11 条 本会に幹事を置く。

幹事は会長がこれを任命する。

第 12 条 幹事は会長の命を受けて会務の処理にあたる。

第五章 顧問および参与

第 13 条 本会の顧問および参与をおく。

第 14 条 顧問および参与は諸会議に参画して意見をのべることができる。

第 15 条 顧問は本会の運営と特に密接な関係にある行政機関の長の中から、また参与は学職経験のある者の中から会長がこれを委嘱する。

第 16 条 本会に事務局を置き必要な職員を置く。

第六章 会 議

第 17 条 本会に次の会議を設ける。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 部 会
- (4) 幹事会

第 18 条 総会は毎年 1 回以上会長が招集し、次のことを議決する。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業計画の決定
- (3) 予算の議決および決算の承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他特に必要な事項

第 19 条 役員会は必要に応じて会長が招集し、次のことを審議する。

- (1) 総会に附議すべき事項
- (2) 総会運営の基本的事項
- (3) 会員の加入の承認
- (4) 部会の設置開催に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

第 20 条 総会および役員会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

第七章 部 会

第 21 条 本会に次の部会を設け部会長をおく。

労務確保対策部会

労働能力開発部会

第 22 条 部会長は役員の中から、また構成員は関係者の中から会長が指名する。

第 23 条 部会は、部会長がこれを招集する。部会員が必要と認めた場合は部会に構成員以外の会員の出席を求めて意見を聞くことができる。

第 24 条 幹事会は必要に応じて会長が召集し、次のことを協議する。

- (1) 総会で議決された事項の処理
- (2) 役員会、部会で決定された事項の処理
- (3) その他緊急に処理すべき事項

第八章 会 計

- 第 25 条 本会の経費は負担金及び会費ならびに特別負担金、その他寄付金をもってこれにあててる。
- 第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第九章 財 産 管 理

- 第 27 条 財産は、本会が運営且つ保有するものとし、分割等を行わない。

第十章 附 則

- 第 28 条 この規約は昭和 45 年 5 月 12 日からこれを適用する。
ただし、従前の浜田・江津・那賀地区雇用対策協議会において昭和 45 年 4 月 1 日以降決定された事項についてこれを承認する。
- 2 この規約は平成 17 年 12 月 1 日からこれを適用する。
 - 3 この規約は平成 19 年 4 月 23 日からこれを適用する。